一般社団法人米丸福祉会　運営規定

（目的）

1. この規定は、一般社団法人米丸福祉会（以下「本会」という）組織および運営に関し、定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

1. 本会の事務局は、米丸校下社会福祉協議会内に置く。

（社員入会）

1. 社員の入会は、入会申込書に必要事項を記入のうえ、本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（社員退会）

1. 社員の退会は、退会届を本会に提出し理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第５条　社員は、定款第７条の規定にかかわらず、一切の負担をおわない。

（理事会）

第６条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

３　理事会の議長は理事長とする。

４　理事会は理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

５　理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

６　理事会は、本会の運営に関する事項（法令及び定款により理事会決議が必要とされるものを除く）について決議することができる。

（理事長の職務）

第７条　理事長は、代表理事として、本会を代表しその業務を執行する。

（理事の職務）

第８条　理事長以外の理事は、本会の業務を分掌する。具体的な業務内容は、理事会において定める。

（監事の職務）

第９条　監事は、定款に定める職務を行う。

（苦情対応）

第１０条　本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

（委任）

第１１条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

（改廃）

第１２条　この規定を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。